福井県自転車条例※が制定されました！

令和4年 7月1日から 施行

※福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例

義務 自転車保険等の加入

加入の対象者

- **自転車利用者** ※未成年者の場合は保護者が加入
- **事業者** 事業活動で自転車を利用するときに加入
- **自転車貸付事業者** レンタル自転車について加入

自転車事故の高額賠償事例

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し、歩行者が意識不明の重体となった事故 **9,521万円**
（平成25年7月4日 神戸地裁）

自転車保険・共済の相談はコチラ

【保険関係】（一社）福井県損害保険代理業協会 ☎0776・57・1665

【共済関係】こくみん共済coop〈全労済〉☎0776・26・6123　JA共済連福井 ☎0776・27・8273
福井県民共済生活協同組合 ☎0776・31・5452　福井県民生協(CO・OP共済) ☎0120・50・9431
（五十音順）

保険等の重複加入を避けるため、ご自身の保険加入状況を確認しましょう

福井県 自転車条例 検索

福井県のHPをチェック！

努力義務 ヘルメットの着用

- ☑ 自転車利用時は、ヘルメットを着用しましょう
- ☑ 保護者は、監護する児童等(中学生以下)が自転車を利用する際は、ヘルメットを着用させましょう
- ☑ 高齢者がいる家族は、安全利用のための必要な助言をしましょう

過去5年間の死者に占める
自転車乗車中の死者の割合 **12.4%**
(H29～R3)　出典:福井県警察　(23人/185人)

自転車乗車中の
ヘルメット着用状況別の致死率(R2)　約3倍
着用 0.23% → 非着用 **0.68%**
※致死率＝死傷者数に占める死者数の割合　出典:警察庁

福井県マスコットキャラクター
はぴりゅう

努力義務 自転車の定期的な点検整備

- ☑ ブレーキ、タイヤ、ライト、尾灯等の点検整備をしましょう
- ☑ 反射材も装着しましょう

点検整備(TSマーク含む)に関する相談は、以下にお問い合わせください。
福井県自転車軽自動車商協同組合 ☎0776・24・0366

＼交通ルールとマナーを守って安全利用しましょう／

- ☑ 交差点では一時停止や徐行等の安全確認を
- ☑ スマホ使用、傘さし等のながら運転は禁止
- ☑ 並進の禁止　等

令和3年の自転車乗車中の傷者 **98人**
うち **高齢者の割合 31.6%** (31人/98人)

※速報値
出典:福井県警察

お問合せ 福井県安全環境部県民安全課 ☎0776・20・0745 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

明日のくらし、ささえあう
CO·OP共済

CO·OP共済 たすけあい

ケガ通院や入院、手術など、いろんな保障がこれひとつ!

【CO·OP共済ニュース】

2021.9版 **保障表** 被共済者1名につき、1つのコースをお選びください。(重複加入はできません)

ケガは申込日翌日からしっかりサポート。
申込日以前の不慮の事故による入院、手術、通院などは支払対象外となります。

保障の開始 発効日から保障が開始します。ただし、事故(ケガ)または住宅災害に関する共済金は、申込日の翌日以降に発生する事故(ケガ)または住宅災害によるものから保障の対象となります。
注)共済金のお支払いは発効日以降となります。

コース 加入できる年齢 (発効日時点)/性別	ジュニアコース 0歳～満19歳 / 男性·女性 NEW		女性コース 満18歳～満64歳 / 女性			医療コース 0歳～満64歳 / 男性·女性			ベーシックコース 0歳～満54歳 / 男性·女性	
保障期間	満30歳の満期日まで		満65歳の満期日まで			満65歳の満期日まで			満65歳の満期日まで	
満期以降の継続コース	女性コース、医療コースなどで保障を続けられます。(詳しくは満期時にご案内します)		満85歳まで《あいぷらす》プラチナ85で保障を続けられます。この他にも一生涯保障が続くコースもあります。(詳しくは満期時にご案内します)							
加入時の告知事項	告知事項B	告知事項A (加入条件ゆるやか)	告知事項B			告知事項A (加入条件ゆるやか)	告知事項B		告知事項B	

コース名 / お支払い内容	J1000円コース	J2000円コース	J1900円コース	L2000円コース	L3000円コース	L4000円コース	V1000円コース	V2000円コース	V4000円コース	R3000円コース	R4000円コース
月掛金	1,000円	2,000円	1,900円	2,000円	3,000円	4,000円	1,000円	2,000円	4,000円	3,000円	4,000円
病気入院·事故(ケガ)入院	日額 6,000円 1日目から360日分	日額 10,000円 1日目から360日分	日額 5,000円 1日目から360日分	日額 5,000円 1日目から184日分	日額 7,000円 1日目から184日分	日額 10,000円 1日目から184日分	日額 2,000円*4 19歳まで:1日目から360日分 20歳から:1日目から184日分	日額 5,000円 1日目から184日分	日額 10,000円 1日目から184日分	日額 5,000円 1日目から184日分	日額 7,000円 1日目から184日分
女性特定病気入院 女性コースのみ	—	—	—	上記の日額にプラス 日額3,000円 1日目から184日分			—	—	—	—	—
事故(ケガ)通院*1 (事故日から180日以内 1日目から90日分)	日額 2,000円	日額 3,000円	日額 2,000円	日額 1,000円	日額 1,500円	日額 2,000円	日額 1,000円	日額 1,500円	日額 3,000円	—	—
手術 (共済事業規約に定める支払対象手術を受けた場合) 手術の内容により金額が変わります	5·10·20万円	10·20·40万円	4·8·16万円	2·4·8万円	3·6·12万円	4·8·16万円	1·2·4万円	2·4·8万円	4·8·16万円	3·6·12万円	5·10·20万円
長期入院 (270日以上連続した入院)	36万円	60万円	30万円	30万円	42万円	60万円	12万円	30万円	60万円	30万円	42万円
事故後遺障害*2 (事故日から2年以内の所定の後遺障害状態) 障害の程度に応じて金額が変わります	14～350万円	28～700万円	14～350万円	4～100万円	4～100万円	4～100万円	2～50万円	4～100万円	8～200万円	4～100万円	8～200万円
病気死亡·重度障害*3	100万円	500万円	100万円	100万円	200万円	300万円	10万円	10万円	20万円	300万円	400万円
事故死亡·事故重度障害*3 (事故日から2年以内)	上記にプラス 50万円	上記にプラス 300万円	上記にプラス 50万円	上記にプラス 100万円			上記にプラス 50万円	上記にプラス 100万円	上記にプラス 200万円	上記にプラス 100万円	上記にプラス 200万円
家族死亡·家族重度障害*3 (同居の親/扶養または同居する子/配偶者)	—	—	—	1·2·5万円			—	—	—	1·2·5万円	
住宅災害(火災等·風水害等) 一部焼壊(20万円以上の被害)·床上浸水/半焼·半壊/全焼·全壊·流失	—	—	—	3·15·30万円			3·15·30万円		6·30·60万円	3·15·30万円	
親扶養者死亡·親扶養者重度障害*3	4万円	20万円	4万円								
扶養者事故死亡·扶養者事故重度障害*3 (事故日から2年以内)	100万円	700万円	100万円								

「女性特定病気入院」の対象となる病気の例 (一部抜粋)

<女性特有の病気>
・帝王切開
・出産に関連する合併症
・子宮筋腫　・子宮がん
・卵巣がん
・卵巣機能障害　など

<女性に多い病気>
・膀胱炎　・白内障
・緑内障　・胆石症
・乳がん
・慢性関節リウマチ
・甲状腺腫　・股関節症　など

手術の内容によってはお支払いできない場合があります。

支払対象外手術の例 傷病の治療を直接の目的としない手術(視力矯正術(レーシック)、インプラントなど)、皮膚切開·縫合術、デブリードマン、非観血的手術、子宮内膜掻爬術(がん、または流産による場合を除く)、抜歯、輸血など

事故(ケガ)とは

急激かつ偶然な外因による事故をいいます。靴ずれ、熱中症、筋肉痛などは事故(ケガ)には含まれません。

注)同日に、複数回のケガ通院をされた場合は1日分、複数の手術をされた場合は1回分(手術共済金の高い手術)をお支払いします。入院期間中にケガ通院をされた場合は、ケガ通院共済金は支払いません。

※共済期間は1年間ですが、各コースの年齢満期日までは自動的に更新します。　＊1 医師の指示により固定具を装着した場合、ケガ通院共済金10日分が通院日数に加算される場合があります。
＊2 事故により支払割合が100%の後遺障害となった場合には、この表の事故後遺障害の最高金額と、事故死亡·事故重度障害の金額を合算してお支払いします。
＊3 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の②③④の状態。　＊4 発効日における年齢が0歳～満19歳の場合、満20歳の満期までは1入院について360日分で保障し、それ以降は184日分の保障となります。
※詳しくは加入申込書付宣伝物をご覧ください。

K-80346-2205

「自転車で他人にケガをさせてしまった」等の事故に備え、個人賠償責任保険を追加しませんか?

個人賠償責任保険は、
共栄火災海上保険株式会社を
引受幹事保険会社とし、
コープ共済連を
団体保険契約者とする
損害保険の団体契約です。

個人賠償責任保険に加入できます。

月額保険料 140円　保障額 最高3億円

(対象商品:《たすけあい》、《あいぷらす》プラチナ85·ゴールド85·ゴールド80)
詳しい保障内容につきましては、加入申込書付宣伝物·重要事項のご説明をご覧ください。

B20-2447-20220930-2

CO·OP共済へのご加入、保障内容などのお問い合わせは下記コープ共済センター、または生協職員まで

CO·OP 県民せいきょう
コープ共済センター
契約引受団体/日本コープ共済生活協同組合連合会
CO·OP共済に加入するには、出資金をお支払いいただき、お近くの生協の組合員になることが必要です。

CO·OP共済専用
0120-50-9431
【受付時間】月～土 9:00～18:00(祝日含む·年末年始休み)

資料請求はこちら

インターネットでも加入手続きができます。